別記様式第14号（第41条関係）

電磁的記録媒体提出票

遺失物法施行規則 第26条
第28条第２項
第28条第３項
第31条第１項
第32条
第33条第１項 の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

殿

氏名又は名称

住所又は所在地

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　提出者の「氏名又は名称」の欄には、氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名をすることとし、それ以外の書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては氏名又は名称を記載すること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　不要の文字は、横線で消すこと。

５　該当事項がない場合は、省略すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。